

▶ 投票所への来場について

● 当日投票所（7月20日（日））

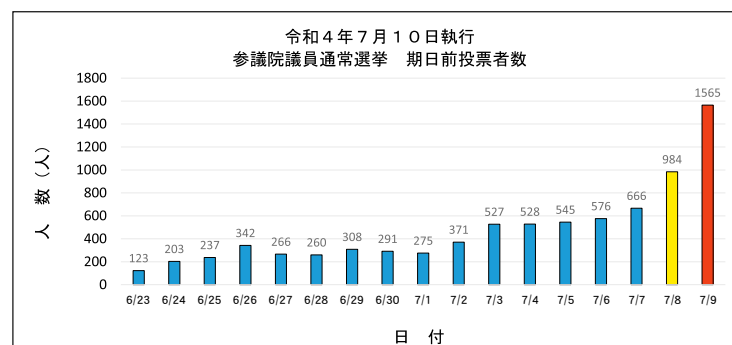
午前中の早い時間帯は、比較的混まない傾向にあります。混雑しない時間帯での投票にご協力ください。

● 期日前投票所

投票日当日、投票所に人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。令和4年執行の参議院議員通常選挙の期日前投票者数は右の表のとおりです。早めの投票をご検討ください。

（最終日の7月19日（土）は混雑が予想されます）

また、待ち時間や投票所内の混雑緩和のために、事前に投票所入場券裏面の宣誓書の記入をお願いします。



▶ 投票所変更のお知らせ

● 期日前投票所

さしま窓口センター 坂東市山2730番地
↓
坂東市立猿島公民館 坂東市山2730番地

● 山第2投票所

さしま窓口センター 坂東市山2730番地
↓
坂東市立猿島公民館 坂東市山2730番地

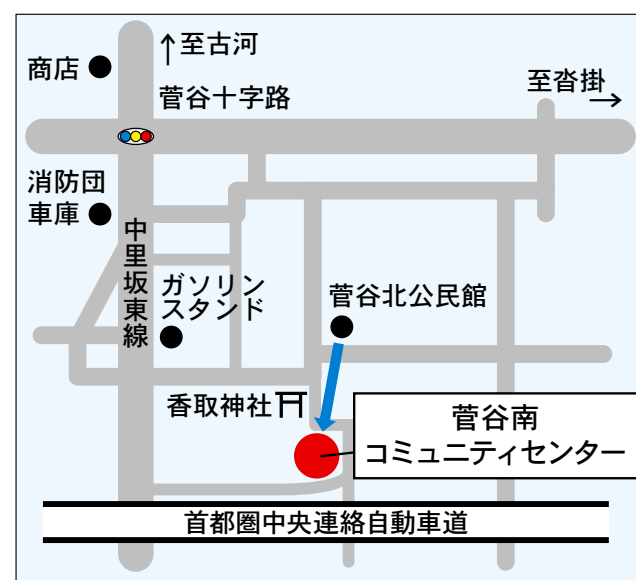
● 菅谷投票所

菅谷北公民館 坂東市菅谷1143番地1
↓
菅谷南コミュニティセンター 坂東市菅谷984番地1

猿島公民館 地図



菅谷南コミュニティセンター 地図



選挙広報

ホームページアドレス <https://www.city.bando.lg.jp/>

編集・発行

坂東市選挙管理委員会
坂東市役所総務部総務課内

電話0297(21)2178

令和7年7月3日発行



第27回
参議院議員通常選挙
投票日当日の投票時間は午前7時～午後6時

投票日7月20日（日）



第27回 参議院議員通常選挙



投票日 **7月20日(日)**

投票時間 **午前7時～午後6時**

皆様の大切な一票です。必ず投票しましょう。

期日前投票

- 投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭の用務などがある方は、期日前投票をご利用ください。
- 投票所入場券の裏面は宣誓書になっていますので、事前に記入しておくとう受付がスムーズです。ぜひ記入の上、期日前投票所にお越しください。

受付期間 **7月4日(金)から7月19日(土)まで**

受付時間 **午前8時30分から午後8時まで**

期 日 前 投 票 所

坂東市役所 1 階市民カフェラウンジ
(坂東市岩井4365番地)

期 日 前 投 票 所

坂東市立猿島公民館 1 階ロビー
(坂東市山2730番地)

- 旧猿島庁舎解体工事に伴い、期日前投票所に来場される際は、坂東郷土館ミュージズの駐車場のご利用にご協力をお願いします。

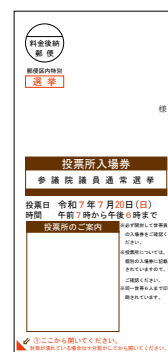


投票できる方

- 満年齢18歳以上の日本国民で、坂東市の選挙人名簿に登録されている方
平成19年7月21日以前に出生している、かつ、令和7年4月2日までに住民票が作成されて、坂東市に引き続き住所を有すること。
- 転入された方
令和7年4月3日以降に坂東市に転入届をされた方は、坂東市の選挙人名簿には登録されませんので、従前の市町村選挙管理委員会に、名簿登録の有無等の確認をしてください。

坂東市選挙管理委員会 ☎0297・21・2178

投票所入場券



- 投票所入場券に記載された投票所にお越しください。6月13日以降に市内で転居された方は、旧住所地の投票所で投票してください。
- この入場券はみなさんに投票日や投票所などをお知らせし、投票所での事務を円滑に行うもので、投票用紙との引換券ではありません。圧着式はがきをはがすと、家族6人分までの投票所入場券が印刷されています。投票の際には、ご自分の名前が記載されている入場券を切り離してお持ちください。
- 裏面が期日前投票をする場合の宣誓書になっていますので、事前に記入しておくとう受付がスムーズに行えます。
- 投票所入場券が届かなかったり、紛失された場合でも、選挙資格があれば投票できますので、その場合は投票所の受付に申し出てください。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、印刷され次第新聞折込で各家庭に配布します。その他、市役所、さしま窓口センター、期日前投票所などにも選挙公報を備え置きますので、ご利用ください。また、ホームページにも掲載します。

開 票

開票は、7月20日(日)午後8時から坂東市LIXIL総合体育館で行います。開票所での参観を希望される方は、入口で参観人受付簿に住所、氏名を記入し、参観券を受け取ってから入場してください。参観人席は、体育館の観覧席で、先着100人まで入場できます。なお、開票所への入場は、午後7時50分からになります。

滞在地における不在者投票

長期出張、出産による里帰り、学業、引っ越しなどのため、選挙期間中に坂東市に帰ってくることができない方は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票を行うことができます。この方法は、複数回郵送でのやり取りを要しますので、早めの手続きが必要です。詳しくは、坂東市選挙管理委員会にお問い合わせください。

指定病院などにおける不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどに入院又は入所中の方は、その施設で不在者投票を行うことができます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票

身体が不自由で投票所に来られない方は、郵便などによる不在者投票制度をご利用ください。ただし、この制度を利用できる方は下の枠の「対象者」に限られ、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。交付手続や投票の方法は、坂東市選挙管理委員会にお問い合わせください。

対 象 者

- ①身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次のような障がいがあると記載されている方

区 分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹移動機能	1 級又は 2 級	特別項症～第2項症
心臓、じん臓呼吸器、ぼうこう直腸、小腸	1 級又は 3 級	特別項症～第3項症
肝 臓	1 級～ 3 級	
免 疫	1 級～ 3 級	

- ②介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」と記載されている方

代理記載制度

郵便などによる不在者投票の対象者で、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳に次のような記載がされている方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票の記載をしてもらうことができます。

区 分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
上肢又は視覚	1 級	特別項症～第2項症

代理記載の方法による投票を行うためには、あらかじめ手続が必要です。交付手続及び投票の方法は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

坂東市選挙管理委員会 ☎0297・21・2178